平成３０年（フ）第５２６号
さいたま市見沼区東大宮１丁目74番地３　ｐｒｅｍｉｅｒ　Ｍａｉｓｏｎ Ⅱ　103、旧住所さいたま市桜区田島５丁目16番12号　カーサ三堂壱号館１階101
債務者　原田　匡樹
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５４４号
埼玉県川口市芝下３丁目７番８号　メゾン平田201号
債務者　須藤　正樹
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５６３号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目１番７号　サンライトレジデンス103号
債務者　坂本　光良
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５８２号
埼玉県志木市中宗岡４丁目７番６号　センティエル　202号
債務者　青木　友宏
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５８３号
埼玉県志木市中宗岡４丁目７番６号　センティエル　202号
債務者　青木　詩織（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３１２号
埼玉県ふじみ野市福岡中央２丁目３番１号　ザ・オータニ402号
債務者　吉田　隆彦
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３３７号
埼玉県川越市砂新田３丁目19番地16（サニーハイム春日201号室）、前住所神奈川県川崎市川崎区小田３丁目20番４号　ソフィー川崎101
債務者　杉本　志帆（旧姓平嶋）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２０１号
相模原市南区相模台４丁目５番13号　ヴィラ相模原Ⅱ　101
債務者　小林あづみ
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２１０号
相模原市緑区相原４丁目12番13号　エステート相原202
債務者　内藤久美子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２１３号
神奈川県座間市栗原1226番地　フォレストウインズ102号
債務者　丸山　美幸（旧姓鳥羽）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２１７号
相模原市中央区宮下本町１丁目29番２号　エレガンス関口第５　203号
債務者　杉本美佐江
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字西里1110番地　おく商会アパート202号室
債務者　下里　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８号
熊本県球磨郡あさぎり町上東1296番地１
破産者　冨家　正幸
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第２０７５号
札幌市北区屯田５条７丁目１番13―205号
破産者　斉藤久美子
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４号
山形県飽海郡遊佐町菅里字十里塚159番地
破産者　石垣　　斉
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第４５号
山形県東田川郡庄内町杉浦字杉野33番地
破産者　松浦　浩光
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部